

議案第78号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
（特定任期付職員の給与の特例） 第7条 〔略〕 〔2・3 略〕 〔削る〕	（特定任期付職員の給与の特例） 第7条 〔同左〕 〔2・3 同左〕 <u>4</u> 特定任期付職員のうち特に顕著な業績を挙げたと認められるものには、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
（職員の給与に関する条例の適用除外等） 第9条 給与条例第4条から第5条の3まで、第9条の2、<u>第10条</u>、第11条の3、<u>第13条及び第14条の2から第17条までの規定</u>は、特定任期付職員には、適用しない。	（職員の給与に関する条例の適用除外等） 第9条 給与条例第4条から第5条の3まで、第9条の2<u>から第11条まで</u>、第11条の3、<u>第13条、第14条の2から第17条までの規定並びに職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）第3条の規定</u>は、特定任期付職員には、適用しない。
2 特定任期付職員に対する給与条例第20条<u>及び第20条の2</u>の規定の適用については、第20条中「管理監督職員」とあるのは「管	2 特定任期付職員に対する給与条例第20条、<u>第20条の2及び第22条</u>の規定の適用については、第20条中「管理監督職員」とあ

理監督職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第7条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）と、<u>第20条の2第1項及び第2項中「受ける職員」とあるのは「受ける職員及び特定任期付職員」とする。</u>	るのは「管理監督職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第7条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）と、<u>第20条の2第1項中「受ける職員」とあるのは「受ける職員及び特定任期付職員」と、第22条中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」とする。</u>
3 特定任期付職員に対する<u>職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）第2条第2項第1号及び第4項並びに第3条第3項第1号の規定の適用については、同条例第2条第2項第1号中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、同条第4項中「定める額」とあるのは「定める額（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあつては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して市規則で定める額）」と、同条例第3条第3項第1号中「100分の210」とあるのは「100分の175」とする。</u>	3 特定任期付職員に対する<u>職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条第2項第1号及び第4項の規定の適用については、同号中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と、同項中「定める額」とあるのは「定める額（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあつては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して市規則で定める額）」とする。</u>
第10条 給与条例第9条の2、<u>第10条</u>、第11条の3及び第12条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。 [2・3 略] （特定任期付企業職員等の給与の種類及び基準の特例等） 第12条 [略]	第10条 給与条例第9条の2 <u>から第11条まで</u>、第11条の3及び第12条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。 [2・3 同左] （特定任期付企業職員等の給与の種類及び基準の特例等） 第12条 [同左]

[2 ・ 3 略] [削る] [削る] <u>4 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号。以下「企業職員給与条例」という。）第3条から第6条まで、第6条の3、第9条及び第10条の規定は、特定任期付企業職員には、適用しない。</u> <u>5 特定任期付企業職員に対する企業職員給与条例第11条の2の規定の適用については、同条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第12条第1項に規定する特定任期付企業職員（次項において「特定任期付企業職員」という。）」と、同条第2項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び特定任期付企業職員」とする。</u>	[2 ・ 3 同左] <u>4</u> 特定任期付企業職員については、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号。以下「企業職員給与条例」という。）第2条第3項に規定するもののほか、特定任期付職員業績手当を支給することができる。 <u>5</u> 前項の特定任期付職員業績手当は、特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付企業職員に対して支給する。 <u>6 企業職員給与条例第3条から第6条まで、第6条の3、第9条、第10条及び第13条の規定は、特定任期付企業職員には、適用しない。</u> <u>7 特定任期付企業職員に対する企業職員給与条例第11条の2第1項の規定の適用については、同項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第12条第1項に規定する特定任期付企業職員」とする。</u>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月21日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

特定任期付職員業績手当を廃止し、特定任期付職員及び特定任期付企業職員に対し勤勉手当を支給することとするとともに、管理職員特別勤務手当の支給範囲及び特定任期付職員の期末手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。